

○奈良県消費者行政活性化基金条例（平成21年3月奈良県条例第48号）

（設置）

第1条 消費生活に係る相談窓口の機能の強化等により消費者行政の活性化を図るため、奈良県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

（繰替運用）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（その他）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成二十五年十二月三十一日 限り、その効力を失う。</p>	<p>附則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日 限り、その効力を失う。</p>